

決裁区分

戊

令和 8 年度

高知市農業集落排水事業事業計画書作成委託業務（R 8-1） 見積参考資料

- ・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な業務費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではありません。
- ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとします。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合があります。

業務場所

高知市 春 野 町

業務日数

日

着 手

令和

年

月

日

完 了

令和

9 年

3 月

15 日

下水道施設管理課

設 計 金 額 円 /		業務の概要 農業集落排水事業事業計画書作成 1 対象施設の抽出 1 式 / 2 現地調査 1 式 / 3 更新整備の検討 1 式 / 4 概算事業費・維持管理・ライフサイクルコスト算定 1 式 / 5 事業計画書作成 1 式 /
内	業務価格 円 /	
訳	消費税及び地方消費税相当額 円 /	
業務請負対象金額 円 /		
消費税及び地方消費税相当額抜きの業務請負対象金額 円 /		
摘要		業務委託理由 先に実施した農業集落排水処理施設における最適整備構想及び維持管理適正化計画に基づき、農業集落排水事業事業計画書を作成するものである。 /

諸 經 費 計 算 情 報

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

第1号明細書

設計業務

1式

当たり /

種 目	形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	代価表 番号	摘 要
設計業務費(事業計画書作成業務) /							
事業計画書作成業務	/	1	式	/		1	/
打合せ	/	1	式	/		2	/
旅費交通費	/	1	式	/		3	/
小計(直接原価)	/						
その他原価	/	1	式	/		4	/
小計(間接原価)	/						
計(業務原価)	/						
一般管理費等	/	1	式	/		5	/
計(一般管理費等)	/						
合計(業務価格)						/	

第1号代価表

事業計画書作成業務

1式

当たり /

種 目	形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	単価表 番号	摘 要
対象施設の抽出 /		1	式	/		1 /	見積 /
現地調査 /		1	式	/		2 /	見積 /
更新整備の検討 /		1	式	/		3 /	見積 /
概算事業費・維持管理・ライフサイクルコスト算定 /		1	式	/		4 /	見積 /
事業計画書作成 /		1	式	/		5 /	見積 /
合計						/	

第2号代価表

打合せ

1式

当たり／

種 目	形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	単価表 番号	摘 要
着手前							
主任技師		0.50	人	／			
技師A		0.50	人	／			
小計（着手前）							
中間（2回）							
技師A		1.00	人	／			
技師B		1.00	人	／			
小計（中間）							
最終							
主任技師		0.50	人	／			
技師A		0.50	人	／			
小計（最終）							
合計						／	

第3号代価表

旅費交通費

1式

当たり /

種 目	形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	単価表 番号	摘 要
旅費交通費（高松～高知）	打合せ	4.00	回	/		6	
旅費交通費（高松～高知）	現地調査	6.00	回	/		6	0.5日×6回 (のべ3日間)
合計					/		

第4号代価表

設計業務その他原価

1式

当たり / 代価表

種 目	形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	代価表 番号	摘 要
その他原価 /		1	式 /				
合計							

第5号代価表

設計業務一般管理費

1式

／

当たり

代価表

種 目	形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	代価表 番号	摘 要
一般管理費	／	1	式	／			
合計						／	

第1号単価表

対象施設の抽出

1式

当たり /

種 目	形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	人工算出表 番号	摘 要
主任技師 /		1.00	人	/			数量は見積による
技師A /		1.00	人	/			数量は見積による
技師B /		1.00	人	/			数量は見積による
合計						/	

第2号単価表

現地調査

1式

当たり /

種 目	形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	人工算出表 番号	摘 要
技師A /		3.00	人	/			数量は見積による
技師B /		3.00	人	/			数量は見積による
技師C /		3.00	人	/			数量は見積による
合計						/	

第3号単価表

更新整備の検討

1式

当たり /

種 目		数 量	単位	単 価	金 額	人工算出表 番号	摘 要
技師A /		1.50	人	/			数量は見積による
技師B /		3.00	人	/			数量は見積による
技師C /		5.00	人	/			数量は見積による
技術員 /		2.50	人	/			数量は見積による
合計							

第4号単価表

概算事業費・維持管理・ライフサイクルコスト算定

1式

当たり

種 目	形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	人工算出表 番号	摘 要
主任技師 /		2.00	人	/			数量は見積による
技師A /		3.00	人	/			数量は見積による
技師B /		6.00	人	/			数量は見積による
技師C /		3.00	人	/			数量は見積による
合計						/	

第5号単価表

事業計画書作成

1式

当たり /

種 目	形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	人工算出表 番号	摘 要
主任技師 /		1.00	人	/			数量は見積による
技師A /		2.00	人	/			数量は見積による
技師B /		2.00	人	/			数量は見積による
技師C /		1.50	人	/			数量は見積による
合計						/	

第6号単価表

旅費交通費（高松～高知）

1 往復

当たり

種 目	形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	人工算出表 番号	摘 要
燃料費 /	ガソリンエンジン /	10.80	ℓ /				
ライトバン損料 /	1.5L, 56kW /	4.00	時 /				
ライトバン損料 /	1.5L, 56kW /	1.00	日 /				
高速道路料金 /	高松西～高知 /	1.00	式 /				往復料金
合計						/	

高知市農業集落排水事業
事業計画書作成委託業務(R8-1) /

特記仕様書 /

令和8年度 /

下水道施設管理課 /

第1章 総則

1-1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「高知市農業集落排水事業事業計画書作成一般仕様書第1章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書」とし、この仕様書に記載のない事項については前記仕様書による。／

1-2 目的

本業務は、先に完了している機能診断及び最適整備構想の結果に基づき、農業集落排水事業事業計画書（以下、「計画書」という。）を作成するものである。本業務は、「最適整備構想」及び「維持管理適正化計画」に基づき、概ね令和 11 年度までに補修・更新が必要な設備等を抽出したうえで、対象地区における集落排水施設の改築・更新整備事業を具体化するための事業計画を策定することを目的とする。／

1-3 場所

本業務において対象とする施設の場所は、高知県高知市春野町内であり、別添位置図に示すとおりである。／

第2章 作業条件

2-1 対象施設

本業務の対象となる施設の概要は、次のとおりである。／

(1) 西畑地区

処理施設	クリーンセンター西畑 計画処理人口 600 人	／
	JARUS-Ⅲ ₉₆ 型	／
ポンプ施設	中継ポンプ施設 8 ヲ所	／
管路施設	5.4km	／

(2) 諸木地区

処理施設	クリーンセンター諸木 計画処理人口 1,600 人	／
	JARUS-Ⅺ ₉₆ 型	／
ポンプ施設	中継ポンプ施設 21 ヲ所 (うち運転中 20 ヲ所)	／
	宅排ポンプ施設 27 ヲ所 (うち運転中 11 ヲ所)	／
管路施設	12.4km	／

(3) 内ノ谷地区

処理施設	クリーンセンター内ノ谷 計画処理人口 850 人	／
	JARUS-Ⅺ ₉₆ 型	／
ポンプ施設	中継ポンプ施設 10 ヲ所	／
	宅排ポンプ施設 13 ヲ所 (うち運転中 7 ヲ所)	／
管路施設	8.3km	／

(4) 西分・秋山地区

処理施設	クリーンセンター中央 計画処理人口 2,460人 (西分地区 1,570人・秋山地区 890人) JARUS-XI ₉₆ 型
ポンプ施設	中継ポンプ施設 38カ所 (西分地区 23カ所 (うち運転中 22カ所)・ 秋山地区 15カ所 (うち運転中 14カ所)) 宅排ポンプ施設 18カ所 (西分地区 14カ所 (うち運転中 9カ所)・ 秋山地区 4カ所 (うち運転中 1カ所))
管路施設	26.1km

(5) 芳原地区

処理施設	クリーンセンター芳原 計画処理人口 1,200人 JARUS-XIV ₉₆ 型
ポンプ施設	中継ポンプ施設 6カ所 宅排ポンプ施設 2カ所 (うち運転中 1カ所)
管路施設	12.4km

第3章 作業内容

3-1 作業項目

2-1の対象施設各々に対し下記の作業を行う。

(1) 業務準備

計画書作成に当たり必要な書類の準備及び収集、提出書類の種類及び様式を把握する。

また、高知市と打合せのうえ、業務計画書を作成する。

(2) 対象施設の抽出

既存の「最適整備構想」及び「維持管理適正化計画」の内容を精査し、概ね令和11年度までに更新整備を実施すべき施設、設備を抽出する。

(3) 現地調査（土木・建築・機械・電気・計装・管路施設）

更新整備対象となる施設・設備について、現地調査を実施し、「最適整備構想」及び「維持管理適正化計画」における評価内容や経年劣化予測との整合性を検証するとともに、対象施設・設備の現時点における健全度評価及び劣化要因を整理する。

(4) 更新整備の検討

対象施設の抽出及び現地調査の結果に基づき、補修・更新対象となる施設・設備について強靱化（耐震・浸水・停電対策、再編・集約等）及び高度化（省エネルギー機器、遠方監視システム等の新技術導入等）についての区分整理を行う。そのうえで、それぞれの対策区分に応じた具体的な導入設備の技術仕様、施工内容等について必要な検討を実施する。

(5) 概算事業費・維持管理費・ライフサイクルコスト算定

計画策定時に算定困難であった詳細な改築・整備工事費、撤去・解体費、及び評価期間

(40 年間) 中に必要となる再整備費を算定する。また、改築更新後の年間維持管理費を算定し、新技術導入に伴うコスト削減効果を整理することで、施設・設備の更新整備における費用対効果を明らかにする。／

(6) 事業計画書作成

上記の作業内容を踏まえ、構想図及び一般図等、事業計画書提出に必要な図面を作成する。また、計画対象処理区及び污水处理施設の改築に係る事業内容について、事業計画を策定する。／

3-2 打ち合わせ

打ち合わせは、原則として着手前・中間 2 回・最終の計 4 回とする。／

第 4 章 成果品

4-1 成果品 　／

(1) 提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。 　／

(a) 事業計画書 　／

(b) 計画概要書 　／

(c) 参考資料 A4 版 3 部 　／

(d) 報告書 A4 版 3 部 　／

(e) 議事録 A4 版 3 部 　／

(f) 上記を電子媒体 (CD-R または DVD-R) に収めたもの 2 枚 　／

ただし、A4 版によりがたいものは別途協議する。 　／

4-2 概要報告書

本業務に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、業務の目的及び各種検討結果等を含む 4-1 の図書の内容をまとめるものとする。 　／

高知市農業集落排水事業
事業計画書作成委託業務(R8-1) ✓

一般仕様書 ✓

令和8年度 ✓

下水道施設管理課 ✓

目 次

第1章	総則	1
1. 1	業務の目的	
1. 2	一般仕様書の適用	
1. 3	費用の負担	
1. 4	法令等の遵守	
1. 5	中立性の保持	
1. 6	秘密の保持	
1. 7	公益確保の義務	
1. 8	提出書類	
1. 9	管理技術者及び技術者	2
1. 10	照査技術者及び照査の実施	
1. 11	工程管理	
1. 12	成果品の審査	
1. 13	引渡し	3
1. 14	関係官公庁等との協議	
1. 15	参考資料の貸与	
1. 16	参考文献等の明記	
1. 17	証明書の交付	
1. 18	疑義の解釈	
第2章	設計・図書の作成	
2. 1	一般的事項	
2. 2	計画書作成基準等	
2. 3	計画書作成上の疑義	
2. 4	計画書作成の資料	
2. 5	業務の内容	

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設について、現状を把握したうえで、農業集落排水事業の事業計画書（以下、「事業計画書」という。）を作成することを目的とする。／

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。／

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。／

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。／

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。／

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。／

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。／

1.8 提 出 書 類

(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。／

(イ) 着手届 ／ (ロ) 工程表 ／ (ハ) 管理技術者届 ／ (ニ) 照査技術者届 ／
(ホ) 管理技術者経歴書 ／ (ヘ) 照査技術者経歴書 ／ (ト) 職務分担表 ／
(チ) 完了届 ／ (リ) 納品書 ／ (ヌ) 業務委託料請求書等 ／

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。／

(2) 受注者は、契約金額が100万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認（署名・押印及び電子メールアドレスの記入）を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録すること。また、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。／

なお、提出の期限は以下のとおりとする。／

- ① 受注時登録データの提出期限は契約締結後10日以内とする。／
- ② 完了時登録データの提出期限は業務完了後10日以内とする。／
- ③ 業務履行中に受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から10日以内に
変更データを提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。／

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。 ✓
- (2) 管理技術者は、業務の技術上の管理を行うに必要な能力を有し、かつ次のいずれかの要件を満たすものであること。 ✓
 - ①総合技術監理部門（上下水道（下水道）、農業（農業土木））、上下水道部門（下水道）、農業部門（農業土木）のいずれかに該当する者 ✓
 - ②一般社団法人建設コンサルタント協会が実施するシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM 登録簿」に登録されている者（業務に該当する部門） ✓
 - ③建設コンサルタント登録規程第3条第1項の規定により大臣が認定した者とし、登録部門を「農業土木」又は「下水道」とする。 ✓
- (3) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議に出席しなければならない。 ✓
- (4) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。 ✓
- (5) 管理技術者は、業務が完了するまで原則として変更できない。病床、死亡、退職等やむを得ない理由で変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、高知市の了承を得なければならない。 ✓

1.10 照査技術者及び照査の実施

- (1) 受注者は、発注者が設計図書において定める場合には、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知しなければならない。 ✓
- (2) 照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有する者でなければならない。また、照査技術者は管理技術者と同一の者が兼務することはできない。 ✓
- (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。 ✓
- (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員が指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。 ✓
- (5) 照査技術者は、特別仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において署名のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。 ✓
- (6) 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。 ✓

1.11 工 程 管 理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。 ✓

1.12 成果品の審査

- (1) 受注者は、業務完了時に高知市の成果品審査を受けなければならない。／
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。／
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。／

1.13 引 渡 し

成果品の審査に合格後、特記仕様書に指定された提出図書一式を納品し、高知市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。／

1.14 関係官公庁等との協議

受注者は関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意を持ってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。／

1.15 参考資料の貸与

高知市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続によって貸与する。／

1.16 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。／

1.17 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。／

1.18 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、高知市受注者協議の上、これを定める。／

第2章 設計・図書の作成

2.1 一般的事項

受注者は、設計及び図書の作成に当り、地域社会の動向、農業集落排水施設に係る各種計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じた時は遅滞なく打合せを行うものとする。／

(1) 業務の実施に当って、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。／

(2) 業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。／

2.2 計画書作成基準等

計画書作成に当っては、発注者の指定する図書及びその他の資料を参考にして業務を行わなければならない。／

2.3 計画書作成上の疑義

計画書作成上疑義の生じた場合は、発注者と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。／

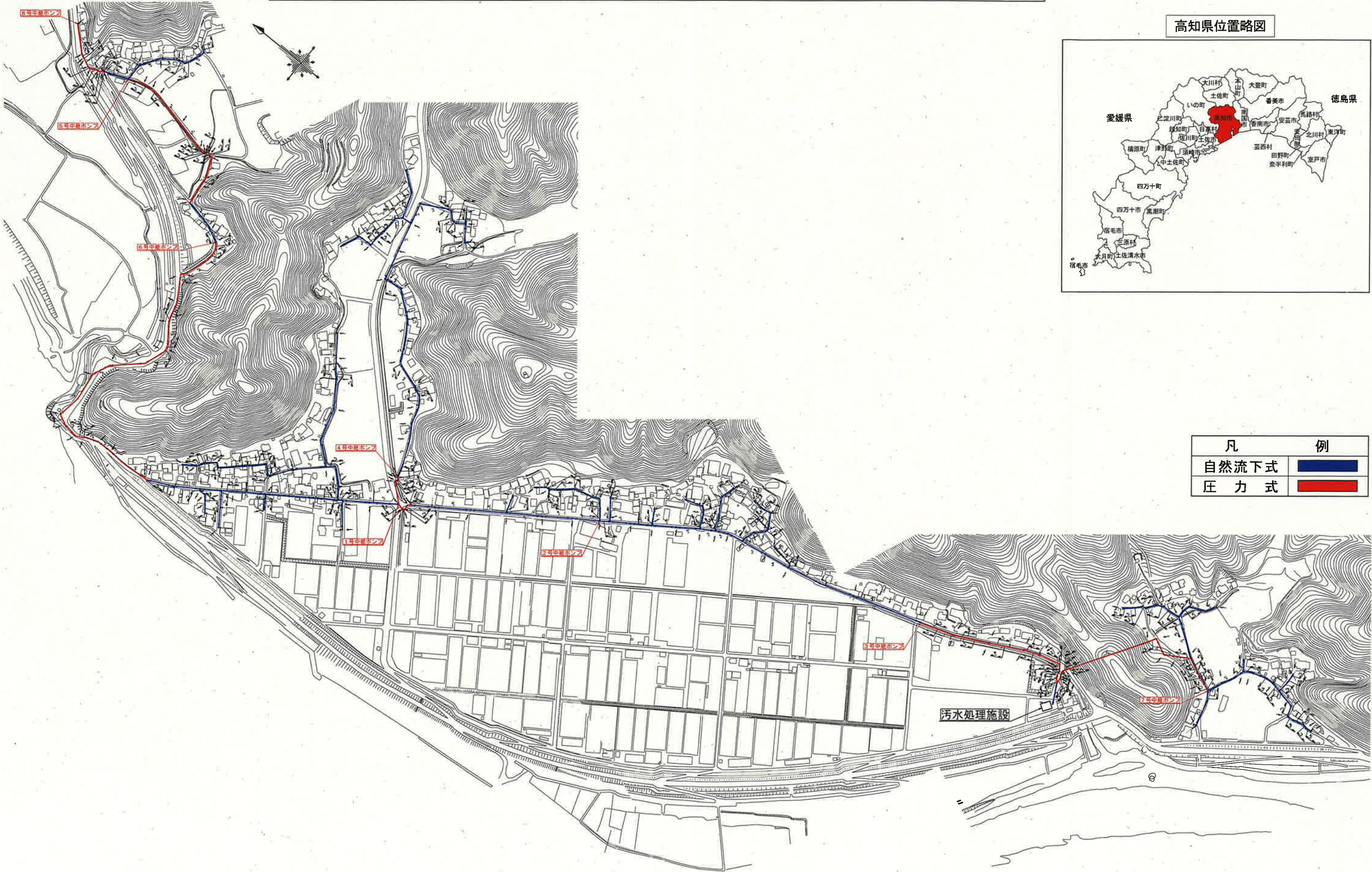
2.4 計画書作成の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。／

2.5 業務の内容

業務の内容については、特記仕様書に示す。／

高知市春野町西畑地区 農業集落排水事業施設全体図



高知県位置略図



凡	例
自然流下式	
圧力式	

高知市春野町諸木地区 農業集落排水事業施設全体図

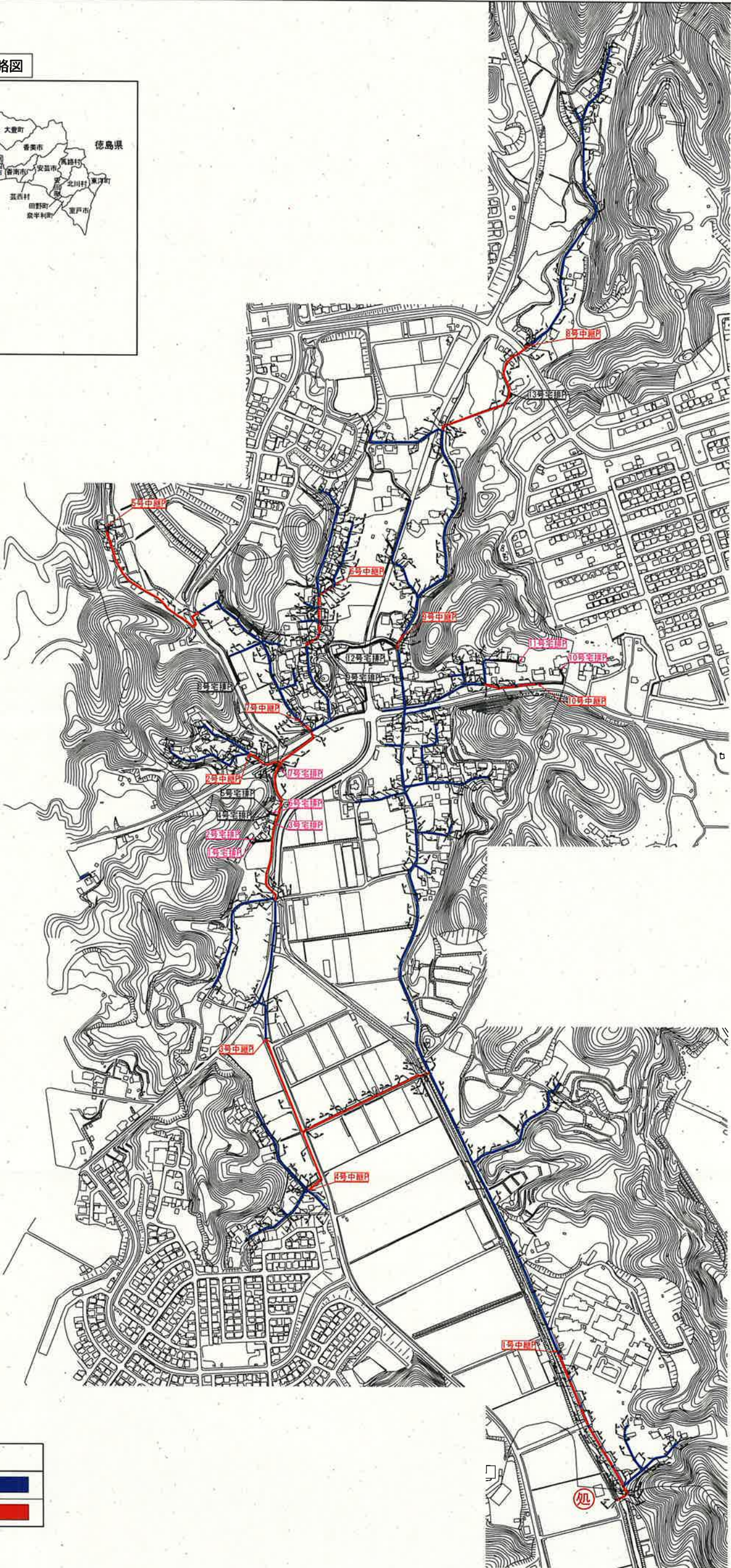
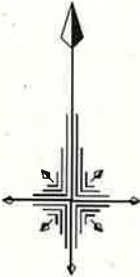
高知県位置略図



凡	例
自然流下式	
圧力式	

高知市春野町内ノ谷地区 農業集落排水事業施設 全体図

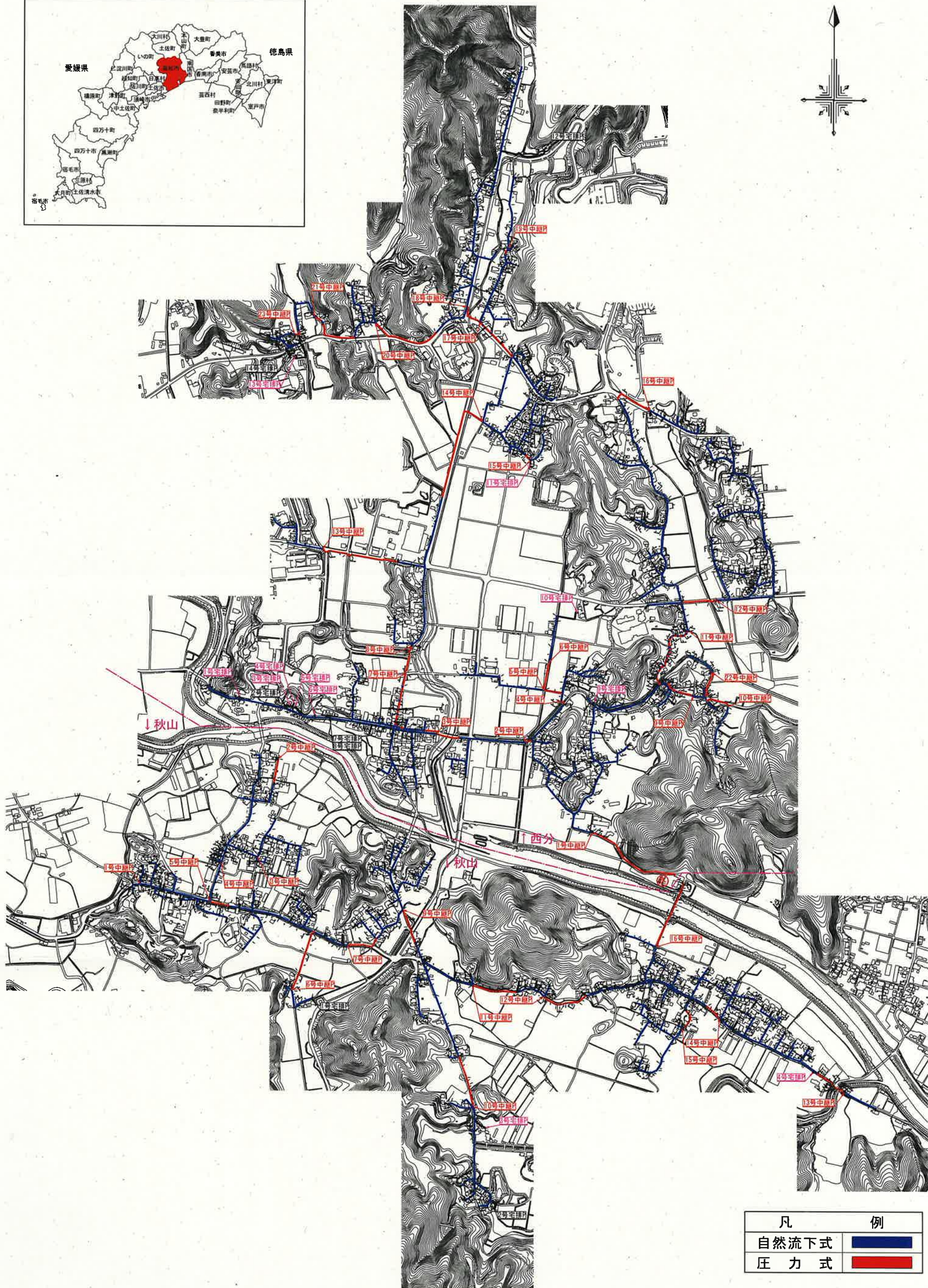
高知県位置略図



凡	例
自然流下式	
圧 力 式	

高知市春野町西分・秋山地区 農業集落排水事業施設全体図

高知県位置略図



凡	例
自然流下式	
圧力式	

高知市春野町芳原地区 農業集落排水事業施設 全体図

高知県位置略図

